

首都圏中央連絡自動車道

入間川高架橋耐震補強工事

特 記 仕 様 書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社 関東支社

所 沢 管 理 事 務 所

目 次

頁

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	1
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	2
7. 関連施設その他との関係	3
8. 工期に関する事項	4
9. 作業日及び作業期間に関する事項	5
10. 関連工事に関する事項	6
11. 初期点検の実施	7
12. 工程表及び履行報告に関する事項	7
13. 工事用材料に関する事項	7
14. 貸与品に関する事項	8
15. 残存物件の処理に関する事項	8
16. 保安に関する事項	9
17. 環境保全に関する事項	12
18. 工事記録に関する事項	13
19. 建設副産物に関する事項	13
20. 現場環境改善に関する事項	13
21. 業務用プレート等に関する事項	14
22. 三者協議会に関する事項	14
23. 工事変更等検討会の設置	15
24. 間接工事費の変更	15
25. カーボンニュートラル推進工事	16
26. 快適トイレ	17
27. 熱中症予防に係る対策費用	18
28. 工事細部に関する事項	20
29. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	41
30. 補足事項	42

添付資料

様式－１	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	〇〇自動車道 〇〇工事三者協議会協定書(案)
別添－２	実績価格調査票
別添－３	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施することとした取り組み）
別添－４	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）

（自）埼玉県入間市狭山ヶ原 [入間IC（KP63.2）]

緯度 35° 48' 50" 経度 139° 22' 20"

（至）埼玉県狭山市根岸 [狭山日高IC（KP69.2）]

緯度 35° 52' 00" 経度 139° 22' 40"

1-2 施工内容

橋脚RC巻立て工	62橋脚
PCM巻立て工	1橋脚
縁端拡幅工	18箇所
落橋防止構造	24基
横変位拘束構造	8基
炭素繊維巻立て工	1橋脚
上部工補強工	1式

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に以下を加えるものとする。

（16）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。）第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は以下のとおりである。

（1）共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-59	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すものとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」 (4) に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

関越自動車道 練馬 IC から本庄児玉 IC

首都圏中央連絡自動車道 あきる野 IC から川島 IC

上記を通過する市町村 (練馬区、新座市、清瀬市、所沢市、入間郡三芳町、ふじみ野市、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、大里郡寄居町、深谷市、児玉郡美里町、本庄市、あきる野市、西多摩郡日の出町、羽村市、青梅市、入間市、狭山市、日高市、比企郡川島町)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 特別に定める日

契約書第 16 条第 1 項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は工事に着手してはならない。

位置	場所	面積	期間
入間川高架橋 P10～P11高架下	入間市大字仏子 1 2 6 2 - 1	約 3 0 0 m ²	令和 9 年 4 月末まで
入間川高架橋 P37～P44高架下	入間市大字笹井字八木前 2 9 1 9 - 1	約 2, 8 0 0 m ²	令和 9 年 4 月末まで

6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場の位置

土取場は「位置図」に示す箇所とし、下表のとおりとする。

番号	名 称	土取量 (本工事)	土代金	補償費	摘 要
1	首都圏中央連絡自動車道 坂戸高架橋下ヤード	約 3, 5 0 0 m ³	無償	無償	

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-1-2 土取場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土取場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	関越自動車道 入間川橋床版取替工事	(株)大林組・鉄建建設(株) J V	
2	首都圏中央連絡自動車道 鶴ヶ島ジャンクション橋耐震補強工事	未 定	

6-1-3 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-4 その他

受注者は、土取り完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

6-2 自工区外盛土場

6-2-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「位置図」に示す箇所とし、下表のとおりとする。

番号	名 称	仮置可能量	補償費	摘 要
1	首都圏中央連絡自動車道 坂戸高架橋下ヤード	約 3, 5 0 0 m ³	無償	工事用進入路工の撤去土砂

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-2-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	関越自動車道 入間川橋床版取替工事	(株)大林組・鉄建建設(株)JV	
2	首都圏中央連絡自動車道 鶴ヶ島ジャンクション橋耐震補強工事	未 定	

6-2-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-2-4 その他

受注者は、仮置が完了後監督員に通知し、仮置土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
国道 299号線バイパス 国道 299号線	埼玉県飯能県土整備事務所	全工事範囲 KP66.6付近	
県道 富岡入間線		KP65.8付近	
市道 G378号線 市道 G617号線	入間市	KP65.6付近 KP65.9付近	
市道 F第811号線 市道 F第837号線 市道 F第973-1号線 市道 F第1026号線 市道 F第1085号線 市道 F第1087号線	狭山市	KP66.3付近 KP66.2付近 KP66.4付近 KP66.2付近 KP66.9付近 KP66.8付近	
西武池袋線	西武鉄道	KP65.8付近	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
首都圏中央連絡自動車道 (KP65.4～KP65.6)	埼玉県警察本部 交通部高速道路 交通警察隊	交通規制
国道299号線 狭山市道 F第1028号線 狭山市道 F第1029号線 狭山市道 F第1085号線	埼玉県警察 狭山警察署	交通規制

(3) 河川・水路関係

施設名	河川等管理者名	位 置	摘 要
入間川	埼玉県飯能県土整備事務所	入間川高架橋 (P16橋脚～P19橋脚)	
	埼玉県川越県土整備事務所		
牛沢	水路) 入間市	牛沢橋～入間川高架橋 (P1橋脚)	
	砂防) 埼玉県飯能県土整備事務所		
2号幹線用水路	入間第二用水土地改良区	入間川高架橋 (P48橋脚～P51橋脚)	

(4) 電力、通信施設関係

施設名	施設等管理者名	位 置	摘 要
光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び橋梁添架
メタル通信ケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路(株)		

(5) ガス、水道、下水施設関係

施設名	施設等管理者名	位 置	摘 要
ガス管	(株)INPEX	全工事範囲	埋設
ガス管	入間ガス(株)	P13橋脚付近	埋設

(6) 高架下占用施設関係

施設名	施設等管理者名	位 置	摘 要
自転車保管場所	狭山市	入間川高架橋 (P37橋脚～P44橋脚)	
自由広場 ・ゲートボール場	入間市	入間川高架橋 (P10橋脚～P11橋脚)	

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)及び
(6)高架下占用施設の移設、撤去については、原則として発注者が行うものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 工期に関する事項

8-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内(工事着手期限までの間)で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することは要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間(工事着手期限)：契約保証取得の日の翌日から60日間(まで)

8-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第2条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
毎年4月下旬～5月上旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
毎年8月中旬～8月下旬の14日間		
毎年12月下旬～1月上旬の14日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

9-2 夜間作業

単価表の項目において、（夜）と表記されているものについては、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

9-3 河川内工事における施工時期

一級河川入間川内の施工については、下表の期間中に行うものとし、受注者は着手の3か月前までに施工計画書を監督員に提出するものとする。

構造物名	期 間	摘 要
入間川高架橋（P16～P19橋脚）	毎年11月1日～5月31日	非出水期

※P17橋脚の施工については、11月30日～4月17日に行うものとする。ただし本特記仕様書28-17 工事用進入路に規定する河床高までの堆積土の掘削、コルゲートパイプの設置・撤去はこの限りではない。

9-4 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	2車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
上下	首都圏中央連絡自動車道 あきる野IC～川島IC	21:00～翌5:00	—	終日可能

9-5 一般道の交通規制

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制を予定している。また、交通規制の時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制に要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	時 期	交通規制 可能時間帯	摘 要
国道299号線（歩道部） 狭山市道 F第1028号線 狭山市道 F第1029号線 狭山市道 F第1085号線	工事期間中	終日	

10. 関連工事に関する事項

10-1 契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な 関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
所沢管内道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナ ンス関東
施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング
管理施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング
保全点検業務等の 実施に関する細目	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング
関越自動車道 所沢管理事務所管内舗装 補修工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	未 定
関越自動車道 入間川橋床版取替工事	土取場の重複	令和7年11月 1日～令和14 年3月28日	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)大林組・ 鉄建建設(株)JV
首都圏中央連絡自動車道 入間インターチェンジ橋 耐震補強工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	未 定
首都圏中央連絡自動車道 鶴ヶ島ジャンクション橋 耐震補強工事	土取場の重複	未定	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	未 定
首都圏中央連絡自動車道 高萩高架橋耐震補強工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	未 定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に所沢管理事務所で行う規制調整会議（毎週水曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

1 1. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書 1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

1 1-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、橋梁とする。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」及び 1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は以下のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

（1）共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
橋脚 R C 巻立て工	構造物掘削、コンクリート、型わく、鉄筋、耐震補強用コンクリート表面処理工
炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工 炭素繊維巻立て表面仕上げ工、コンクリート表面処理工 B
縁端拡幅工	コンクリート、型わく、鉄筋、アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$
落橋防止構造	C1-a(b)、P1-a(b)、鋼製ブラケット A、 鋼製ブラケット B、アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ 、 上部工補強工 A
横変位拘束構造	A、B、C、鋼製ブラケット A、アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$
P C M 巻立て工	構造物掘削、P C M 巻立て工、鉄筋、 コンクリート表面処理工 A
上部工補強工	上部工補強工 B 1、上部工補強工 B 2
雑工	上記以外の合計

（2）共通仕様書 1-19-3「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に以下の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 3. 工事用材料に関する事項

1 3-1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税抜）
狭山日高 I C 内プラーザ	320 円/m ³

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 3-2 材料調達に伴う変更

本工事の「骨材」、「土砂」、「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規格
構造物掘削（特殊部）	仮設材（鋼材）	ライナープレート

1 4. 貸与品に関する事項

1 4-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品 名	規格等	数 量	引渡場所	貸与機関
標識車	2 t	2 台	所沢管理事務所及び 鶴ヶ島料金所敷地内	工事期間中
車載式標識	車載用LED標識	—		
規制標識、ラバーコーン、矢印板、保安ロボット	設計図による	1 式		
標識等安全施設		—		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 5. 残存物件の処理に関する事項

1 5-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡し場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
橋梁排水装置 （率計上工事に関する事項）	排水管A	約60	m	発注者に引渡し 引渡し場所：施工箇所の橋梁下
検査路 （率計上工事に関する事項）	検査路B	約3,500	kg	発注者に引渡し 引渡し場所：施工箇所の橋梁下
化粧板 （率計上工事に関する事項）	—	約1.5	t	発注者に引渡し 引渡し場所：施工箇所の橋梁下

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
落橋防止装置 (率計上工事に関する事項)	連結ピン、 ベースプレート	1 3	基	発注者に引渡し 引渡し場所：施工箇所の橋 梁下
補剛材	—	約 1. 0	t	発注者に引渡し 引渡し場所：施工箇所の橋 梁下

なお、これに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 5 - 2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 5 - 1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。

1 6. 保安に関する事項

1 6 - 1 安全管理の強化

1 6 - 1 - 1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 6 - 1 - 2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 6 - 1 - 3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全作業従事者に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 6 - 1 - 4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 6 - 1 - 5 資機材落下防止

特に道路・河川との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 6 - 1 - 6 標識等の設置

共通仕様書1-25-1(1)及び(4)に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 6 - 1 - 7 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 6 - 1 - 8 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上にて25t吊り能力以上の移動式クレーン等を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 6 - 2 交通規制等

1 6 - 2 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 6 - 3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1 - 6 1 「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1 6 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 6 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路(株)、KDD I (株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」(令和 5 年 8 月)」(以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

(1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。

(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。

(3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

(1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。

(2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料
光通信ケーブル	KDD I (株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	橋梁添架 埋設	管理用図面
メタル通信ケーブル・ 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	橋梁添架 埋設	管理用図面

(3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 6 - 5 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 6 - 5 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2](平成 2 8 年 1 0 月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 5 - 2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

1 6 - 5 - 3 地下埋設物の確認等について

- (1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料
ガス管	(株) I N P E X パイプライン	全工事範囲	近接施工 (埋設表示あり)	配置図

- (3) 試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。
 - ① 試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。
 - ② 試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。
 - ③ 試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。
- (4) 前項（3）の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 6 - 6 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当するものについてはその限りではないものとする。

- ・ 本特記仕様書 1 6 - 1 - 1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 7. 環境保全に関する事項

1 7 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 7 - 2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 7 - 3 汚濁水処理

W J 工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

17-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

17-5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書17-3「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 工事記録に関する事項

18-1 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書1-51-2「工事記録情報」において、受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

19. 建設副産物に関する事項

19-1 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生要因	数量	活用方法等
コンクリート塊	あと施工アンカー削孔 コンクリートブロック積取壊し 根巻きコンクリート取壊し	約3.5m ³	再資源化施設
建設汚泥	WJ工法	—	最終処分場
研削材・ケレンかす	新設部材を架設する既設鋼桁	—	最終処分場

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊	猪俣産業㈱	日高市原宿654	定休日：日曜日・祝日・会社指定日 廃材の小割条件：40×40×40cm以下 受入時間帯：8:00～17:00

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥、研削材・ケレンかすの処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については下表のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規

定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書25に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・ 昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	・ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	・ 盗難防止対策
地方連携	・ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

2.1. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区 間	備 考
首都圏中央連絡自動車道	入間IC～狭山日高IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車、コンクリート塊運搬車、高所作業車

2.2. 三者協議会に関する事項

2.2-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における以下の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- （1）入間川高架橋及び牛沢橋の耐震補強設計について
- （2）その他監督員が定める事項について

2.2-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

2.2-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 2 - 4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1 - 5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1 - 1 7 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 3. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4. 間接工事費の変更

2 4 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 4 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 4 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から 1 4 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式 8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から 1 4 日以内に間接工事費計画書（様式 8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2 4 - 4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式 9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知する

ものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式 10）を監督員に提出し協議するものとする。

- （4）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式 11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

2 4 - 5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 4 - 6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式 8）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式 8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

2 5. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 5 - 1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取り扱い

- （1）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （2）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添-3）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （3）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 5 - 2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添-4）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 5 - 3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（5）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （1）本工事で行う取り組み

- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
 - (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
 - (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
 - (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み
- なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 5 - 4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「2 5 - 1」及び「2 5 - 2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「2 5 - 3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「2 5 - 2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 5 - 5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

2 5 - 6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

2 6. 快適トイレ

2 6 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

2 6 - 2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、(18)～(25)は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式（洋風）便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5 kg以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

仕様等	内 容
推奨する仕様、 付属品	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
可能な限り 配慮する事項	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

2 6 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 6 - 4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000円/基・月）を控除したうえで、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

2 7. 熱中症予防に係る対策費用

2 7 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 7 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１ 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

２７－３ 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

２７－４ 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

28. 工事細部に関する事項

28-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に以下を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

28-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(夜)	
昼間作業	無表記	

28-3 構造物掘削

28-3-1 種別

- (1) 共通仕様書2-8-1「定義」(1)及び2-8-11「支払」に規定する構造物掘削の種別及び作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
普通部	1) 橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) 含水量の調整
特殊部AP12	1) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）から押さえ盛土用土砂の積込、運搬、敷均し、締固め 2) ライナープレートによる土留め、底版及びガイドコンクリートの打設、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 3) 埋戻し、締固め 4) ライナープレート、底版及びガイドコンクリートの撤去、運搬、処分 5) 押さえ盛土用土砂の積込、自工区外盛土場（坂戸高架橋下ヤード）への運搬、敷均し 6) 含水量の調整 7) 切梁の設置、撤去 8) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）における大型土のうの製作・運搬・設置・自工区外盛土場（坂戸高架橋下ヤード）への運搬・撤去
特殊部AP27	1) ライナープレートによる土留め、底版及びガイドコンクリートの打設、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) ライナープレート、底版及びガイドコンクリートの撤去、運搬、処分 4) 含水量の調整
特殊部AP28	1) ライナープレートによる土留め、底版及びガイドコンクリートの打設、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) ライナープレート、底版及びガイドコンクリートの撤去、運搬、処分 4) 含水量の調整
特殊部AP31	1) ライナープレートによる土留め、底版及びガイドコンクリートの打設、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) ライナープレート、底版及びガイドコンクリートの撤去、運搬、処分 4) 含水量の調整

単価表の項目	作業内容
特殊部B P 1 6	1) 鋼矢板による土留め、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂F） 2) 埋戻し、締固め 3) 鋼矢板の引抜き 4) 含水量の調整 5) 切梁・腹起しの設置、撤去 6) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）における大型土のうの製作・運搬・設置・自工区外盛土場（坂戸高架橋下ヤード）への運搬・撤去 7) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）から作業構台用土砂の積込、運搬、敷均し、締固め 8) 作業構台用土砂の積込、自工区外盛土場（坂戸高架橋下ヤード）への運搬、敷均し 9) 水替有
特殊部B P 1 7	1) 鋼矢板による土留め、橋脚の基礎地盤の掘削、P 1 5 橋脚付近への運搬、仮置き（土質区分：土砂F） 2) 埋戻し、締固め 3) 鋼矢板の引抜き 4) 含水量の調整 5) 切梁・腹起しの設置、撤去 6) 水替有
特殊部B P 1 8	1) 鋼矢板による土留め、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂F） 2) 埋戻し、締固め 3) 鋼矢板の引抜き 4) 含水量の調整 5) 切梁・腹起しの設置、撤去 6) 水替有
特殊部B P 2 0	1) 鋼矢板による土留め、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) 鋼矢板の引抜き 4) 含水量の調整
特殊部B P 2 1	1) 鋼矢板による土留め、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) 鋼矢板の引抜き 4) 含水量の調整
特殊部B P 2 2	1) 鋼矢板による土留め、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) 鋼矢板の引抜き 4) 含水量の調整
特殊部C P 1	1) ライナープレートによる土留め、底版及びガイドコンクリートの打設、橋脚の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍への仮置（土質区分：土砂A） 2) 埋戻し、締固め 3) ライナープレート、底版及びガイドコンクリートの撤去、運搬、処分 4) 含水量の調整 5) 切梁の設置、撤去

(2) 構造物掘削における締切の内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	掘削箇所	規 格	摘要
特殊部A P 1 2	入間川高架橋 (P 1 2 橋脚)	設計図参照	ライナープレート工法
特殊部A P 2 7	入間川高架橋 (P 2 7 橋脚)	設計図参照	ライナープレート工法
特殊部A P 2 8	入間川高架橋 (P 2 8 橋脚)	設計図参照	ライナープレート工法
特殊部A P 3 1	入間川高架橋 (P 3 1 橋脚)	設計図参照	ライナープレート工法
特殊部B P 1 6	入間川高架橋 (P 1 6 橋脚)	設計図参照	油圧圧入式引抜機 ウォータージェット併用
特殊部B P 1 7	入間川高架橋 (P 1 7 橋脚)	設計図参照	油圧圧入式引抜機 ウォータージェット併用
特殊部B P 1 8	入間川高架橋 (P 1 8 橋脚)	設計図参照	油圧圧入式引抜機 ウォータージェット併用
特殊部B P 2 0	入間川高架橋 (P 2 0 橋脚)	設計図参照	油圧圧入式引抜機 ウォータージェット併用
特殊部B P 2 1	入間川高架橋 (P 2 1 橋脚)	設計図参照	油圧圧入式引抜機 ウォータージェット併用
特殊部B P 2 2	入間川高架橋 (P 2 2 橋脚)	設計図参照	油圧圧入式引抜機 ウォータージェット併用
特殊部C P 1	牛沢橋 (P 1 橋脚)	設計図参照	ライナープレート工法

2 8 - 3 - 2 施工

- (1) 構造物掘削前に現地地盤高さの確認・測量を行い、監督員に報告するものとする。
- (2) 掘削中に予期しない不良土または転石 (5 0 c m以上) 等に遭遇した場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 構造物掘削にあたり、水替えの必要が出た場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (4) 構造物掘削において使用する土取場および自工区外盛土場は、本特記仕様書 6 「土取場及び自工区外盛土場に関する事項」に示す土取場および自工区外盛土場とする。
- (5) 監督員が土取場および自工区外盛土場の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-3-3 支払

共通仕様書2-8-11「支払」に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2-(6)	構造物掘削	
	普通部	m ³
	特殊部A P 1 2	m ³
	特殊部A P 2 7	m ³
	特殊部A P 2 8	m ³
	特殊部A P 3 1	m ³
	特殊部B P 1 6	m ³
	特殊部B P 1 7	m ³
	特殊部B P 1 8	m ³
	特殊部B P 2 0	m ³
	特殊部B P 2 1	m ³
	特殊部B P 2 2	m ³
	特殊部C P 1	m ³

28-4 構造物用コンクリート

28-4-1 支払

共通仕様書8-2-17「支払」を以下に変更する。

コンクリートの支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練りまぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、シーリング等、コンクリートの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

28-5 鉄筋工

28-5-1 鉄筋の種別

共通仕様書8-4-2「鉄筋の種別」に下表を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
T 1	耐震補強の巻立て鉄筋コンクリート構造物 (基部定着)	主鉄筋-ガス圧接継手 帯鉄筋-フレア溶接継手

28-5-2 材料

共通仕様書8-4-4「材料」に以下を追加する。

- (3) 軸方向鉄筋のフーチングへの定着は、エポキシ樹脂系の接着剤とし、使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2-1(2)によるものとする。
- (4) 組立用アンカーに使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-4によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用しなければならない。

28-5-3 施工

共通仕様書8-4-5「施工」に以下を追加する。

- (4) 軸方向鉄筋のフーチング定着部の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2によるものとする。
- (5) 組立用アンカーの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-4によるものとする。

- (6) 削孔にあたっては、鉄筋位置調査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。なお、鉄筋位置調査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (7) 鉄筋フレア溶接継手の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－７－２によるものとする。
- (8) アンカー削孔に伴うコンクリート塊については、本特記仕様書１９「建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

２８－５－４ 支払

共通仕様書８－４－７「支払」に以下を追加する。

鉄筋Ｔ１の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ１ｔ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立て筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、アンカー削孔（不達孔含む）、孔の清掃、不達孔の孔埋め、樹脂接着、組立用アンカーに要する材料、コンクリートの取壊し発生材運搬、コンクリートの処分等鉄筋Ｔ１の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
８－（３）	鉄筋	
	Ｔ１	t

２８－６ 落橋防止工

２８－６－１ 縁端拡幅工

２８－６－１－１ 種別

共通仕様書１７－５－３「縁端拡幅工」（２）に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	縁端拡幅工Ｂのアンカーボルトに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、アンカーボルトの挿入、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うものをいう (アンカーボルトの材料は縁端拡幅工Ｂの鉄筋に含む) ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、 L ：設計削孔長（mm）、 b ：削孔向き

２８－６－１－２ 施工

共通仕様書１７－５－３「縁端拡幅工」に以下を追加する。

- (１１) アンカー工の施工は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔及び不達孔の孔埋めに要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (１２) アンカーボルトは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとするが、使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－７－１に規定する品質及び規格を満足しなければならない。
- (１３) アンカー削孔に伴うコンクリート塊については、本特記仕様書１９「建設副産物に関する事項」に従い適切に処分するものとする。

28-6-1-3 支払

共通仕様書17-5-8「支払」(1)縁端拡幅工を以下に変更する。

縁端拡幅工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³、1m²、1tまたは1本当たりの契約単価で行うものとする。コンクリート、型わく及び鉄筋の契約単価は共通仕様書8章の関係項目の規定によるものとし、それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工φa・L(b)の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工φa・L(b)の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(9)	縁端拡幅工B	
	コンクリート	m ³
	型わく	m ²
	鉄筋	t
	アンカー工 φa・L(b)	本

28-6-2 落橋防止構造

28-6-2-1 種別

共通仕様書17-5-4「落橋防止構造」(2)に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
C1-a(b)	鎖(チェーン)を用いて桁と下部工を連結するもの a:落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) b:設計遊間量(mm)
P1-a(b)	PC鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a:落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) b:設計遊間量(mm)
鋼製ブラケットA	入間川高架橋下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送
鋼製ブラケットB	牛沢橋下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送
アンカー工 φa・L(b)	落橋防止構造のアンカーボルトに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うものをいう(アンカーボルトの材料は含まない) φa:コンクリート削孔径(mm)、L:設計削孔長(mm)、b:削孔向き

28-6-2-2 作業内容

落橋防止構造の単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
C1-a (b)	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設桁部材へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 4) 上部工付ブラケットの高力ボルト本締作業及びピンテール仕上げ 5) 鋼製ブラケットの設置 6) 鋼製ブラケット背面のチップング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 7) 現場塗装
P1-a (b)	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設桁部材へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 4) 上部工付ブラケットの高力ボルト本締作業及びピンテール仕上げ 5) 鋼製ブラケットの設置 6) 鋼製ブラケット背面のチップング、不陸調整用樹脂パテ材の施工、シーリング材の施工 7) 現場塗装 8) 既設補剛材の撤去
鋼製ブラケット A、B	1) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 2) 鋼製ブラケットの製作・防錆・輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分

28-6-2-3 施工

共通仕様書 17-5-4 「落橋防止構造」に以下を追加する。

(9) 塗装

落橋防止構造の塗装は、「構造物施工管理要領」Ⅱ-3-3 「塗料」及びⅢ-2-1 「塗替え塗装」の関連項目の規定によるものとする。

なお、使用する塗装系及び上塗りの塗色は、以下のとおりとする他、塗り分け区分については設計図に示すものとする。

橋梁名	上塗塗装の塗色	備考
牛沢橋	29-80B	社) 日本塗料工業会塗料用 標準色見本帳 (2024年P版)
入間川高架橋	29-40H	

なお、契約後現地における確認を行い、上記塗色の色系統と異なる場合で、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者との協議するものとする。

(10) 落橋防止構造の溶融亜鉛めっき

落橋防止構造の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書 11-9-4 「落橋防止構造の塗装及び溶融亜鉛めっき」の各関連項目及び設計図書に示すものとする。

(11) アンカー工の施工は、本特記仕様書 28-6-1-2 「施工」の規定によるものとする。

(12) 素地調整の種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別	対象箇所
牛沢橋	2 種 ※境界部は 4 種	鋼箱桁内外面
入間川高架橋		鋼板桁部

28-6-2-4 溶接に関する事項

落橋防止構造の製作については、共通仕様書17-5-4「落橋防止構造」の規定による他、以下によるものとする。

(1) 溶接種別の確認等について

受注者は、落橋防止構造等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書1-5-2「設計図書の照査」に準じた確認を監督員に求めるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」国土交通省（平成27年12月25日付け）を踏まえて実施するものとする。

また、受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。

(2) 溶接検査について

- ①受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨を施工計画書に明記するものとする。
- ②受注者は、溶接検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理試験（社内検査）を行っていない、第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
- ③内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であることとし、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
- ④落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は、落橋防止構造等の全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
- ⑤受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載されたすべての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出することを求めるものとする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
- ⑥受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査の実施後、その結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の確認を得るものとする。

(3) 溶接施工について

- ①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。
- ②受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載されたすべての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。

③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

(4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。

なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。

(5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

(6) 落橋防止構造等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

28-6-2-5 内部きず検査

内部きず検査は、公益社団法人 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 平成29年11月「Ⅱ 鋼橋・鋼部材編」（以下、道示Ⅱ）20.8.7に基づいて実施すること。

28-6-2-6 数量の検測

共通仕様書17-5-7「数量の検測」（2）落橋防止構造に以下を追加する。

鋼製ブラケットの数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。

28-6-2-7 支払

共通仕様書17-5-8「支払」（2）落橋防止構造に以下を追加する。

(1) C1-a (b) 及びP1-a (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書28-6-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(2) 鋼製ブラケットA、Bの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書28-6-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(3) アンカー工φa・L (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工φa・L (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
17-(11) 落橋防止構造	
C1-a (b)	本
P1-a (b)	本
鋼製ブラケットA	t
鋼製ブラケットB	t
アンカー工φa・L (b)	本

28-6-3 横変位拘束構造M

28-6-3-1 種別

共通仕様書17-5-6「横変位拘束構造」（2）の種別に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
A	上部工付ブラケットを用いて横変位拘束構造を設置するもの
B	鋼製ブラケットを用いて橋脚天端に横変位拘束構造を設置するもの。
C	鋼製ブラケットを用いて橋脚前面に横変位拘束構造を設置するもの。
鋼製ブラケットA	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	横変位拘束構造のアンカーボルトに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うものをいう。（アンカーボルトの材料は含まない。） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、 L ：設計削孔長（mm）、 b ：削孔向き

28-6-3-2 作業内容

横変位拘束構造の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
A	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケットの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設桁部材へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 4) 上部工付ブラケットの高力ボルト本締作業及びピンテール仕上げ 5) 鋼製ブラケットの設置 6) 鋼製ブラケット下面の調整無収縮モルタルの施工 7) 現場塗装 8) 緩衝材の製作・設置
B	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットの設置 3) 鋼製ブラケット下面の調整無収縮モルタルの施工 4) 緩衝材の製作・設置
C	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットの設置 3) 鋼製ブラケット背面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工、シーリング材の施工 4) 緩衝材の製作・設置
鋼製ブラケットA	1) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 2) 鋼製ブラケットの製作・防錆・輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分

28-6-3-3 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書28-6-1-2「施工」の規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書28-6-2-4「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (3) 塗装の施工については、本特記仕様書28-6-2-3（9）「塗装」の関連項目の規定によるものとする。
- (4) 調整用無収縮モルタルの施工は、共通仕様書11-3-7（2）の規定によるものとする。

28-6-3-4 支払

- (1) 横変位拘束構造 A、B、Cの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書28-6-3-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 横変位拘束構造 鋼製ブラケットAの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t当たりの契約単価で行うものとする。鋼製ブラケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書28-6-3-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) 横変位拘束構造 アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
17-(13) 横変位拘束構造M	
A	t
B	t
C	t
鋼製ブラケットA	t
アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	本

28-7 炭素繊維巻立て工

28-7-1 種別

共通仕様書17-9-10に示す炭素繊維巻立て工の単価表の項目の種別に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
A-1	炭素繊維シート（一般部：目付量：600 g/m ² 、水平方向1層、一般部増し貼り部：目付量：600 g/m ² 、水平方向2層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てるもの。

28-7-2 支払

共通仕様書17-9-10（5）「支払」に以下を追加する。

単価表の項目	検測の単位
17-(26) 炭素繊維巻立て工	
A-1	m ²

28-8 コンクリート表面処理工

28-8-1 種別

共通仕様書17-10-4に示すコンクリート表面処理工の単価表の項目の種別に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
A	縁端拡幅工及びPCM巻立て工の新材料と既設コンクリートとの付着を良くするために、WJ工法にて新材料施工面の粗面化及び清掃を行うもの。
B	炭素繊維巻立て工の新材料と既設コンクリートとの付着を良くするために、新材料施工面の塵埃等をディスクサンダー等により取り除くもの。

28-8-2 支払

共通仕様書17-10-4（4）に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
17-（30）	コンクリート表面処理工	
	A	m ²
	B	m ²

28-9 構造物等取壊し工

28-9-1 種別

共通仕様書18-12-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
コンクリート構造物取壊し (Type A)	有筋構造物をブレーカー等の機械を用いて人力で取り壊すもの。	牛沢橋 吊材根巻コンクリート
コンクリート構造物取壊し (Type B)	有筋構造物をコア削孔により取り壊すもの。	牛沢橋 吊材根巻コンクリート

28-9-2 施工

共通仕様書18-12-3「施工」に以下を追加する。

- （1）施工中は、周辺に影響がないように飛散対策を十分に行うものとする。
- （2）廃材処理に当たっては、本特記仕様書19「建設副産物に関する事項」に従い適切に処分するものとする。

28-10 交通規制工

28-10-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間
車線規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～ 翌5:00 (22:00～ 翌4:00)

①単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。

②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置

開始) から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。

③ () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-10-2 施工

(1) 本特記仕様書9-4、9-5及び道路交通法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。

(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

28-11 交通保安要員

28-11-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における 交替要員の計上(※1)	備考
交通誘導警備員B1	9:00~17:00 (8:30~17:30)	無	
交通誘導警備員B2	9:00~17:00 (8:30~17:30)	有	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は下表のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における 交替要員	摘要
県道 富岡入間線 市道 G378号線 市道 G617号線 市道 F第811号線 市道 F第973-1号線 市道 F第1026号線 市道 F第1085号線 市道 F第1087号線 坂戸高架橋下	工事車両出入口	交通誘導警備員B1	1人	無	資機材搬入時
国道 299号線 市道 F第1085号線	歩道部	交通誘導警備員B2	2人	有	仮設フェンス 設置・撤去時

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-11-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書 19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

28-11-3 支払

共通仕様書 19-4-5 に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(2)	交通保安要員	
	交通誘導警備員 B 1	人・日
	交通誘導警備員 B 2	人・日

28-12 中間貫通鋼材工

28-12-1 定義

中間貫通鋼材工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、P C 鋼材を既設橋脚躯体に定着を行い、じん性及び拘束効果を向上させるための既設橋脚躯体の削孔、P C 鋼材の挿入、定着を行うことをいう。

28-12-2 種別

中間貫通鋼材工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
$\phi a \cdot L (b)$	P C 鋼材の配置に必要な既設コンクリート構造物の削孔、P C 鋼材の挿入、P C グラウト定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うものをいう。(P C 鋼材の材料を含む) ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔径 (mm) b : 削孔の向き

28-12-3 材料及び施工

- (1) 削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいは削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔及び不達孔の孔埋めに要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (2) P C 鋼材の材料及び施工は、共通仕様書 11-9-3「落橋防止構造の材料」及び構造物施工管理要領Ⅱ-4-2-3「P C グラウト」の規定によるものとする。
- (3) 削孔で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書 19「建設副産物に関する事項」によるものとする。

28-12-4 数量の検測

中間貫通鋼材工の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

28-12-5 支払

中間貫通鋼材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、孔の清掃、不達孔の穴埋め、P C 鋼材の挿入、定着具の設置、P C グラウト定着、コンクリート塊の運搬・廃材処理、P C 鋼材及び定着具等の材料費等中間貫通鋼材工の施工に要する材

料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一（１） 中間貫通鋼材工 φ a ・ L （b）	本

28-13 あと施工せん断補強工

28-13-1 定義

あと施工せん断補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物にせん断補強鉄筋の定着を行い、せん断耐力を向上させるための既設構造物の削孔、せん断補強鉄筋の挿入、固定を行うことをいう。

28-13-2 種別

あと施工せん断補強工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
φ a ・ L （b）	コアボーリングにより既設構造物を削孔し、せん断補強鉄筋を挿入、定着するもの。また、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの。 φ a ：コンクリート削孔径（mm）、L：設計削孔径（mm） b：削孔の向き

28-13-3 材料及び施工

- （１）あと施工せん断補強工に用いる鉄筋は、共通仕様書 8-4-4 の規定による他、規格証明書を監督員に提出しなければならない。
- （２）あと施工せん断補強工の材料および施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2-1（３）による他、（財）土木研究センターの建設技術審査証明書建技審証第 1203 号「RMA」に準拠するものとする。
- （３）あと施工せん断補強工の管理基準等については、計画書を監督員に提出し、確認を得るものとする。
- （４）削孔にあたっては、鉄筋位置調査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。なお、鉄筋位置調査の結果、あるいは削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- （５）削孔に伴うコンクリート塊については、本特記仕様書 19 「建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

28-13-4 数量の検測

あと施工せん断補強工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

28-13-5 支払

あと施工せん断補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、鉄筋の定着、不達孔を含む削孔、孔の清掃、不達孔の穴埋め、定着材の充填、コンクリート塊の運搬・廃材処理等あと施工せん断補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（２）	あと施工せん断補強工 $\phi a \cdot L(b)$	本
28-14	PCM巻立て工	
28-14-1	定義	
	PCM巻立て工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、PCM（ポリマーセメントモルタル）を用いた補強を行うことをいう。	
28-14-2	適用すべき諸基準	
	PAE系ポリマーセメントモルタルを用いたコンクリート構造物の補修・補強に関する設計・施工マニュアル（案）〔2024年11月 一般社団法人 PCM工法協会〕（以下、「PAEマニュアル」という。）	
28-14-3	材料	
	PCM巻立て工の材料は「PAEマニュアル」の規定に適合するものとする。	
28-14-4	施工	
	PCM巻立て工の施工は、「PAEマニュアル」に基づき行うものとし、その施工にあたっては作業手順や品質管理、出来高管理方法等を記載した施工計画書を作成し、事前に監督員の確認を得るものとする。	
28-14-5	数量の検測	
	PCM巻立て工の数量の検測は、設計数量（ m^3 ）で行うものとする。	
28-14-6	支払	
	PCM巻立て工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、 $1m^3$ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う下塗り工、ラス網取付、モルタル計量、練り混ぜ、運搬、打込み、養生、表面保護等PCM巻立て工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。	
	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（３）	PCM巻立て工	m^3

28-15 吊り材部改良工

28-15-1 定義

吊り材部改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、吊り材部の根巻き部改良を行うものをいう。

28-15-2 種別

吊り材部改良工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	準用する種別
無収縮モルタル	根巻き部の無収縮モルタルの配合、計量、練りまぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生	
型わく	根巻き部の型わくの製作、据付け、取り外し	共通仕様書 8-3 型わく TH
鉄筋	根巻き部の鉄筋の加工、運搬、組立て、据付け	共通仕様書 8-4 鉄筋 A

28-15-3 施工

- (1) 無収縮モルタルの施工は、構造物施工管理要領Ⅱ-5-2-3の規定によるものとする。
- (2) 型わくの施工は、共通仕様書 8-3「型わく」の規定によるものとする。
- (3) 鉄筋の施工は、共通仕様書 8-4「鉄筋」の規定によるものとする。

28-15-4 数量の検測

吊り材部改良工の数量の検測は、設計数量（m³、m²、t）で行うものとする。

28-15-5 支払

吊り材部改良工 無収縮モルタルの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う無収縮モルタルの配合、計量、練りまぜ、運搬、打込み、仕上げ及び養生、シーリング等吊り材部改良工 無収縮モルタルの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

吊り材部改良工 型わく、鉄筋の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m²、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。型わく及び鉄筋の契約単価には、共通仕様書第 8 章の関係各項の規定によるそれぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	吊り材部改良工	
	無収縮モルタル	m ³
	型わく	m ²
	鉄筋	t

28-16 上部工補強工

28-16-1 定義

上部工補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、上部工補強部材の製作、防錆、輸送、架設を行うことをいう。

28-16-2 種別

上部工補強工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	設計図書に示された落橋防止構造のための補強を行うもので、補強部材の製作、輸送、防錆、設置を行うものをいう	入間川高架橋
B 1	設計図書に示された吊材補強、吊材化粧板改良を行うもので、補強部材の製作、輸送、防錆、設置を行うものをいう	牛沢橋
B 2	設計図書に示された外側補剛桁、中縦桁、端横桁、落橋防止構造のための補強を行うもので、補強部材の製作、輸送、防錆、設置を行うものをいう。	牛沢橋

28-16-3 作業内容

上部工補強工の作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
A、B 1、B 2	1) 芯出し調整工 2) 上部工補強部材の製作・防錆・輸送 3) 上部工補強部材取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部現場孔明工 4) 上部工補強部材の架設 5) 上部工補強部材の高力ボルトの本締作業及びピンテール仕上げ 6) 現場塗装

28-16-4 防錆

塗装の施工については、本特記仕様書 28-6-2-3 (9) 「塗装」の関連項目の規定によるものとする。

28-16-5 数量の検測

上部工補強工の数量の検測は、設計数量 (t) で行うものとする。

28-16-6 支払

上部工補強工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 28-16-3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(5)	上部工補強工	
	A	t
	B 1	t
	B 2	t

28-17 工事用進入路工

28-17-1 定義

工事用進入路工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、耐震補強工事を行うための進入路を構築するものをいう。

28-17-2 種別及び作業内容

工事用進入路工の単価表の項目の種別及び作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	摘要
A 1	1) 工事用進入路工 Bから運搬されたコルゲートパイプの設置 2) コルゲートパイプの購入、設置 3) 工事用進入路工 Bからの搬入土を使用した工事用進入路の敷均し、締固め 4) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）からの搬入土を使用した工事用進入路の敷均し、締固め 5) 工事用進入路工 Bから運搬された大型土のうの設置 6) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）における大型土のうの製作、運搬、設置 7) コルゲートパイプの撤去、処分 8) 大型土のうの自工区外盛土場（坂戸高架橋下ヤード）への運搬・撤去 9) 工事用進入路に使用した土砂の積込、自工区外盛土場（坂戸高架橋下ヤード）への運搬、敷均し	入間川 高架橋 P 1 7 進入路
A 2	1) 入間川高架橋 P 1 7～P 1 8間における計画河床高までの堆積土の掘削 2) P 1 8～P 1 9の河川区域内に仮置	
A 3	1) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）から入間川高架橋 P 1 7 橋脚施工時における工事用進入路構築のための土砂の積込、運搬	
B	1) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）からの搬入土を使用した工事用進入路の構築 2) 切盛土工による工事用進入路の構築 3) 土取場（坂戸高架橋下ヤード）における大型土のうの製作、運搬、設置、撤去、工事用進入路工 A 1 への運搬 4) コルゲートパイプの設置、撤去及び工事用進入路工 A 1 への運搬 5) 工事用進入路に使用した土砂の撤去及び工事用進入路工 A 1 への運搬	牛沢橋 P 1 進入路

28-17-3 材料

- (1) コルゲートパイプは、土工施工管理要領Ⅶ-4-2-1「材料」の規定に適合しなければならない。
- (2) 監督員が土取場及び自工区外盛土場の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 監督員が堆積土の仮置場所の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-17-4 施工

工事用進入路工の施工にあたっては、作業手順や出来形管理方法等を記載した施工計画書を作成し、事前に監督員の確認を得るものとする。

2 8 - 1 7 - 5 数量の検測

- (1) A 1 の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。
- (2) A 2 の数量の検測は、地山の設計数量（ m^3 ）で行うものとする。ただし、地山検測が不可能な場合は、監督員の指示によるものとする。
- (3) A 3 の数量の検測は、土取場での地山の設計数量（ m^3 ）で行うものとする。
- (4) B の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 8 - 1 7 - 6 支払

工事用進入路工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所、1 m^3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書2 8 - 1 7 - 2「種別及び作業内容」の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(6)	工事用進入路工	
	A 1	箇所
	A 2	m^3
	A 3	m^3
	B	箇所

2 8 - 1 8 試料採取

2 8 - 1 8 - 1 定義

試料採取とは、設計図書及び監督員の指示に従って、耐震補強の施工に先立ち既設コンクリート構造物から試料を採取することをいう。

2 8 - 1 8 - 2 種別

試料採取の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	1箇所当たり深さ10cmとし、2cm毎の深さで5試料を採取するもの。

採取した試料については、監督員へ引き渡すものとする。なお、監督員が採取した試料について塩分量調査を行い、塩分量調査結果により補修方法の追加を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 8 - 1 8 - 3 施工

- (1) 試料採取の施工箇所は設計図書に示すとおりとし、その詳細な位置については監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 試料採取にあたっては、鉄筋探査を実施し既設鉄筋を切断しない位置で採取するとともに配筋状況及びかぶり厚さを確認し、記録するものとする。
- (3) 試料の採取方法は、調査要領 第2編橋梁 第3章コンクリート「1-3-2(1)塩害対策」のドリル法によるものとし、採取した試料を試料収集用袋に回収し、計量器で採取量を計測する。
- (4) 試料採取量は1試料当たり50g以上とする。採取量が足りない場合は、対象の層を追加・削孔し、再度計量を行うものとする。
- (5) 試料採取に合わせて、削孔箇所での中性化深さ測定（フェノールフタレイン1%溶液の噴霧）を行い、結果を監督員に報告するものとする。

- (6) 試料採取後は、ブラシを用いて孔内に残った粉を清掃し、断面修復材にて修復するものとし、使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ－３－３－４「断面修復の要求性能」及びⅢ－３－３－５「断面修復の性能照査」の規定に適合するものでなければならない。
- (7) 足場上で試料採取する場合の試料採取から補修方法が定まるまで約３０日を想定しており、この期間の仮設備工事費は割掛対象表の項目に示す工事に含まれるものとし、別途、支払は行わない。

２８－１８－４ 数量の検測

試料採取の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

２８－１８－５ 支払

試料採取の支払は、前項の規定に従って検測された試料採取の数量に対し、１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査による配筋状況及びかぶり厚さの確認、試料採取に必要な削孔、調査孔の埋め戻し、削孔箇所での中性化深さ測定等、材料・労力・機械器具等本作業を行うために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特－(7)	試料採取 A	箇所

２８－１９ 率計上工事に関する事項

２８－１９－１ 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書２８－１９－４「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。

２８－１９－２ 用語の定義

共通仕様書１－２「用語の定義」に次を追加する。

- (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

２８－１９－３ 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号（１～７１）のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に６％を乗じた金額相当の率計上工事をいう

２８－１９－４ 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書２８－１９－３「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字５桁とし、有効数字６桁目を切り捨てとする。また、１０百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。

28-19-5 契約変更について

- (1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

28-19-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

28-19-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(8)	率計上工事に関する事項	式

29. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下表のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容
仮設材運搬費A	仮設材等（鋼矢板、H型钢）の運搬に要する費用をいう。
仮設材運搬費B	仮設材等（ライナープレート用切梁H型钢）の運搬に要する費用をいう。
非破壊検査試験費A	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。
非破壊検査試験費B	PCM巻立ての非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。
塗膜成分調査費A	入間川高架橋の塗装に含まれる有害物質の含有量調査に要する費用をいう。
塗膜成分調査費B	牛沢橋の塗装に含まれる有害物質の含有量調査に要する費用をいう。

【仮設備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容
足場工費A	RC巻立て工、縁端拡幅工、落橋防止構造、横変位拘束構造M、炭素繊維巻立て工、中間貫通鋼材工、あと施工せん断補強工及び試料採取の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
足場工費B	PCM巻立て工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。（足場を共有する全ての工事期間に要する費用をいう）
吊足場工費 （標準型側面）	耐震補強の施工に必要な重量物対応主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場工に要する費用をいう。

【雑工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容
鉄筋位置調査工費 A	非破壊検査にて R C 巻立て工、縁端拡幅工、落橋防止構造、横変位拘束構造 M 及び中間貫通鋼材工施工箇所の鉄筋配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに削孔位置を確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。
鉄筋位置調査工費 B	非破壊検査にてあと施工せん断補強工施工箇所の鉄筋配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに削孔位置を確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。

3 0 . 補足事項

3 0 - 1 設計図書の変更及び追加について

以下に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 現地調査結果に伴う掘削方法の変更、水替等を追加する場合がある。
- (2) 既設構造物の劣化箇所やひび割れ、鉄筋の著しい損傷箇所が発見された場合の補修を追加する場合がある。
- (3) 既設塗膜成分調査結果より有害物質を確認した場合、塗膜除去工を追加する場合がある。
- (4) はく落防止対策工を追加する場合がある。
- (5) 段差防止構造を追加する場合がある。

3 0 - 2 緊急時の協力業務

本工事期間中に所沢管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

3 0 - 3 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、E T C (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等を E T C 無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

3 0 - 4 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－２）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

3 0 - 5 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

30-6 疑義

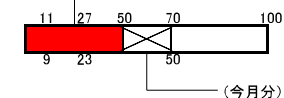
疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

工 程 表

令和 年 月 日

関東支社　〇〇工事（管理）事務所

(前月まで) 線上に計画出来高 (%)



(線下に実施出来高 %)

住所

工事区間

工 期

会社名

自) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

自) 令和 年 月 日

至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

(工事名)

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・ 別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・ Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名
- 2 工事等場所
- 3 発生（受領）年月日
- 4 原因名及び原因発生年月日

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。
監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△
現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
2．原因別に一葉ずつ作成する。
3．写真を添付する。
4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
工 事 件 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する
(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積みいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5) * (6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

(注) Kcube2 による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ) = ★★t	

(注) Kcube2 による提出とする。